

徳島県公安委員会規則第 6 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 運転者及び使用者等の遵守事項（第14条 第17条の 4）」を「第 4 章 第 4 章

運転者及び使用者等の遵守事項（第14条 - 第17条の 4）

の 2 遠隔操作による通行の届出及び特定自動運行の許可に関する申請等（第17条の 5 ・ 第17条の 6）」に改める。

第 3 条の 2 第 4 項中「には」を「の提出に当たっては」に、「添付」を「提示」に改める。

第 4 条第 4 項中「添付書類」を「提示書類」に改める。

第 4 条の 2 第 3 項中「には」を「の提出に当たっては」に、「添付」を「提示」に改める。

第17条の 4 の次に次の一章を加える。

第 4 章の 2 遠隔操作による通行の届出及び特定自動運行の許可に関する申請等（遠隔操作による通行の届出）

第17条の 5 法第15条の 3 第 1 項の規定に基づく公安委員会への遠隔操作による通行の届出は、徳島県警察本部交通部交通規制課長（次条第 1 項において「交通規制課長」という。）を経由して行うものとする。

（特定自動運行の許可に関する申請等）

第17条の 6 特定自動運行の許可に係る次の各号に掲げる公安委員会への申請又は届出は、交通規制課長を経由して行うものとする。

- (1) 法第75条の12第 1 項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請
- (2) 法第75条の16第 1 項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請
- (3) 法第75条の16第 3 項又は第 4 項の規定に基づく変更の届出

2 前項第 1 号及び第 2 号の申請に当たっては、特定自動運行許可申請手数料納付書（別記様式第10号の 7）を提出するものとする。

別記様式第10号の 6 の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第10号の7（第17条の6関係）

<p>特定自動運行許可申請手数料納付書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>徳島県公安委員会 殿</p>		
<p>住 所</p>		
<p>申請者</p>		
<p>氏名又は名称</p>		
<p>道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可に係る手数料又は同法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に係る手数料を納付します。</p>		
<p>申請区分</p>	<p>1</p>	<p>特定自動運行の許可の申請</p>
	<p>2</p>	<p>特定自動運行計画の変更の許可の申請</p>
<p>手数料</p>		

備考 申請区分に応じた番号に丸印を付けること